



山形県公報

平成15年5月30日(金)

号 外 (54)

目 次

告 示

平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部改正.....(人 事 課)... 1

告 示

山形県告示第592号

平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部を次のように改正し、平成15年6月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成15年5月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 条例第11条の2に規定する知事が定める金額の項の表常時介護を要する状態の項中「108,300円」を「106,100円」に、「58,750円」を「57,580円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「54,150円」を「53,050円」に、「29,380円」を「28,790円」に改める。

平成15年5月30日印刷
平成15年5月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056